

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

#### 広島県人事委員会規則第十七号

##### 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

第十六条の二 条例第十条第六項第二号イに規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 雇用保険法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に相当する者 退職した職員であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に該当するもの
  - 二 雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者 退職した職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に該当するもの
  - 三 雇用保険法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に相当する者 退職した職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に該当するもの
- 2 条例第十条第六項第二号ロに規定する人事委員会規則で定める者は、前項第二号に定める者とする。

別記様式第三号  
(第1面) を次のように改める。

様式第3号 (第9条関係)

支給番号

失業者退職手当支給資格証

氏名				男・女	年齢	満	歳
	住所又は居所						
受給資格者	退職年月日	平成	年	月	日	退職事由	
待	求職年月日	平成	年	月	日	勤続期間	年
	受給期間満了年月日	平成	年	月	日		
待	期日数					所定給付日数	
待	期満了年月日	平成	年	月	日	最初の失業認定日	平成
失業の認定日及び支給日	毎月	年	月	日	基本手当の認定日額		円
公共職業訓練等	平成	受	講	開	始	日額	円
		年	講	月	日	円	月
機	所	受	講	終	了	日額	円
		年	講	年	月	円	月
交	名	寄	宿	手	当	月額	円
		付	手	当	当	円	月
年	平成	年	月	日			
月	平成	年	月	日			
日	平成	年	月	日			

(第1面)

印

別記様式第八号の二  
(表面)  
を次のように改める。



別記様式第九号の四(表面)の欄中「公共職業安定所又は」や「公共職業安定所、地方公共

団体又は」に於て「退職手当」や「就業手当に相当する退職手当」及び「就業手当の」や「就業手当に相当する退職手当」に於て「退職手当」を挿入する。

四の欄中「なお、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。」や「なお、「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。」に於て「」を挿入する。

別記様式第十一号(表面)を次のように改める。

様式第11号 (第21条関係)  
(表面)

移転費に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏名			受給資格 証番号																
	移転前の住所又は居所 移転後の住所又は居所																			
② 就職先の事業所名	所在地																			
③ 就職決定年月日	平成 年 月 日	※ 雇 用 期 間																		
④ 受講する公共職業訓練等の施設名	所在地																			
⑤ 受講指示年月日	平成 年 月 日	⑥ 受講開始年月日	平成 年 月 日	⑦ 受講終了予定年月日	平成 年 月 日															
⑧ 移転開始予定年月日	平成 年 月 日	⑨ 乗車(船)の場所 (出発空港)		⑩ 下車(船)の場所 (到着空港)																
⑪ 移転する者の氏名	⑫ 生年月日	⑬ 籍柄	※ 鉄 道		※ 船		※ 航空		※ 車		※ 移 転 料		※ 養 老 給 付 額							
			距離 キロメートル	運賃 円	急行 料金 円	計 円	距離 キロメートル	運賃 円	距離 キロメートル	運賃 円	距離 キロメートル	運賃 円	距離 キロメートル	支給 額 円	距離 キロメートル	支給 額 円	距離 キロメートル	支給 額 円		
本 人																				
家 族																				
※合 計																				
※就職先の事業主から支給される就職支度費の額																				
※ 差 引 支 給 額																				
職員の退職手当の支給に関する規則第21条第1項の規定により上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。																				
平成 年 月 日																				
任 命 権 者 等 様																				
申請者氏名																				

別記様式第十二号を次のように改める。





別記様式第十二号の二(裏面) 注意事項1中「短期訓練受講費」を「求職活動支援費(短期訓

練受講費)に相当する退職手当」に改める。

別記様式第十二号の三(裏面) 注意事項1中「求職活動関係役員利用費)」を「求職活動支

援費(求職活動関係役員利用費)に相当する退職手当)」及び「求職活動支援費(求職活動関係役員利用費)支給申請書」を「求職活動支援費(求職活動関係役員利用費)に相当する退職手当支給申請書」及び「求職活動関係役員利用費の」を「求職活動支援費(求職活動関係役員利用費)に相当する退職手当の」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この人事委員会規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の退職手当の支給に関する規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。
- 2 この人事委員会規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの人事委員会規則による改正前の職員の退職手当の支給に関する規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この人事委員会規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則の様式によるものとみなす。
- 3 この人事委員会規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。